

永久不滅ポイント運用サービス利用規約

第1条（本規約）

- 1 この「永久不滅ポイント運用サービス利用規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が提供するサービス「永久不滅ポイント運用サービス」（以下「本プログラム」といいます）の利用条件を定めています。
- 2 本規約は、本プログラムの提供及び利用に適用されます。本規約をご確認いただき、内容を理解のうえ同意いただいた方のみ、本プログラムに入会し本プログラムをご利用いただけます。
- 3 当社が当社ホームページ（以下「HP」といいます）において掲示する、本プログラムの説明及びルール等（それらと本規約を総称して、以下「本規約等」といいます）についてもよくお読みいただき、それらについてもご確認のうえ本プログラムをご利用ください。

第2条（利用者）

- 1 本プログラムの利用者は、当社発行のセゾンカード又はUCカード（法人カード、コーポレートカードを除きます）のうち、「永久不滅ポイント規約」（以下「ポイント規約」といいます）に基づき永久不滅ポイント（以下「ポイント」といいます）が付与されるポイントプログラム（以下「ポイントプログラム」といいます）の対象カード（それらのカードを総称して以下単に「カード」といいます）を有効に保有されている会員（セゾンカードについては本会員、UCカードについては本人会員に限ります。以下「カード会員」といいます）のうち、当社が提供するインターネットサービス（セゾンカードについては「セゾン Net アンサー」、UCカードについては「アットユーネット」で、以下「ネットサービス」といいます）の有効な会員（以下「ネット会員」といいます）の方ご本人に限ります。
- 2 本プログラムのお申込み及びご利用にあたっては、ネットサービスにログインしてください。

第3条（本プログラム）

本プログラムは、ポイントプログラムに基づき、ポイントの交換アイテムの一つとして当社が提供する、擬似的に投資を体験いただけるプログラムです。本プログラムの詳細については、HPをご覧ください。

第4条（本プログラムの性質）

- 1 本プログラムの運営にあたり、当社は、次条の規定に基づいてネット会員が指定することにより、本プログラムへの参加にあたり移行された数のポイント（本プログラムに移行されたポイントを以下「運用中ポイント」といいます）を当社所定のレートで換算した額に相当する額の金銭を原資として、自己資金で投資信託（以下「本件投資信託」といいます）の受益権を取得し、本プログラムを提供しますが、利用者は、その受益権に何らの権利を有するものではありません。
- 2 本プログラムは、当社が利用者との関係において有価証券の売買の媒介、取次ぎもしくは代理又は募集もしくは私募を行うものではありません。また、本プログラムは、当社が利用者のために投資一任業務を行い、利用者の財産を運用するものでもありません。
- 3 本プログラムにおいては、本件投資信託の基準価額の値動きに連動して、運用中ポイントのポイント数が増減（変動）します。次条に基づく移行及び第6条に基づく退会等の手続きは、利用者ご自身の判断と責任で行ってください。なお、当社が恣意的に運用中ポイントのポイント数を増減させることはありません。

第5条（本プログラムへのポイントの移行）

- 1 利用者は、HPにおいて、所定の手続きをしていただくことにより、当社所定の時期及び単位で、自己のポイントの本プログラムに移行することができます。なお、移行は、利用者のうち、移行時点で以下の条件を満たす方が行うことができます。
 - （1）移行に必要なポイント数を保有していること
 - （2）ポイント規約に基づき、ポイントを交換アイテムに交換することができること
- 2 運用中ポイントを使用して、交換アイテムへの交換をすることはできません。運用中ポイントを現金と交換することもできません。
- 3 利用者は、HP上で、運用中ポイントのポイント数の増減の状況を確認することができます。

第6条（本プログラムからの退会等）

- 1 利用者は、HPにおいて、所定の手続きをしていただくことにより、当社所定の時期及び単位で、運用中ポイントを換算してポイントプログラムに戻し、本プログラムを退会することができます。運用中ポイントの一部を換算してポイントプログラムに戻すこともできます。

- 2 前項の手続きにより、ポイントプログラムに戻されるポイント数は、当該手続きをされた時点で適用される、本件投資信託の基準価額に連動して決定されます。なお、その結果ポイント数に小数点以下の端数が発生したときは、それを切り捨てます。

第7条（手数料）

本プログラムにポイントを移行し、又は運用中ポイントをポイントプログラムに戻すことにつき、当社は手数料をいたしません。

第8条（譲渡禁止）

利用者は、運用中ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。

第9条（権利喪失及び利用停止）

- 1 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者は、本プログラムへのポイントの移行、本プログラムからの脱退など、本プログラムの利用に関する一切の権利を喪失するものとします。
 - (1) 第2条第1項に定める利用者の資格を喪失した場合
 - (2) 利用者がポイント規約第14条第1項各号のいずれかに該当した場合
 - (3) ポイント規約第14条第2項の規定に基づき、当社が、利用者が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を喪失させ又は停止させた場合。
- 2 前項にかかわらず、利用者がネットサービスのみを自主的に退会された場合において、退会の時点において利用者がカード会員の資格を有効に保持しているときは、当社は、その時点で利用者から本プログラムの退会希望があったものとして、第6条第1項第一文及び第2項に準じて取り扱います。
- 3 前二項により利用者に損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。

第10条（終了後の条項の存続）

本規約等に基づく利用者と当社との契約が終了した後においても、第4条、第8条、第9条第2項・第3項、本条、第11条第二文及び第12条第三文以降の規定は引き続き効力を有するものとします。

第11条（本プログラムの変更・廃止）

当社は、本プログラムの全部もしくは一部を変更し又は廃止することができるものとし

ます。その結果、利用者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わず、何らの補償も行いません。

第12条（本規約等の変更）

当社は、事前の予告なしに本規約等を変更する場合があります。この場合、当社が本規約等の変更につき、HPに掲載した時点で変更の効力を生じるものとします。変更の結果、会員に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第13条（権利関係）

本プログラムに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、当社その他権利を有する第三者に帰属します。

第14条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約の準拠法は、日本法とします。
- 2 本規約に関する利用者と当社との間の訴訟については、利用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（その他）

本規約に定めのない事項については、ポイント規約及びネットサービスの規約に定めるところによります。

（問い合わせ先）

本プログラムに関するお問い合わせ及びご意見の申し出等につきましては、下記の当社窓口までお願いいたします。

[セゾンカード会員の方]

インフォメーションセンター

電話番号 03-5996-1390 (9:00~17:00 1/1 休)

メールアドレス info@mail.saisoncard.co.jp

[UCカード会員の方]

UCコミュニケーションセンター

電話番号 03-6893-8200 (9:00~17:00 オペレータ対応 1/1 休)

メールアドレス webmaster@uccard.co.jp

以上

附則

2016年12月17日制定

2017年11月●●日改定